

「重度障害者と働く -現場の今とその意義- 」

社会福祉法人つかさ会
理事長 志賀正幸

「重度障害者と働く -現場の今とその意義-」

- 「完全参加と平等」
- 重度障害者の働く環境づくり
- 重度障害者にとっての働くヨロコビとは

「完全参加と平等」 -国際障害者年のテーマ-

国際障害者年

IYDP

1981年



—完全参加と平等—

国連総会は1981年を国際障害者年と宣言した。
それは世界の人びとの関心を、障害者が社会に完全に参加し、融和する権利と機会を享受することに向けてることを目的とする。
障害者の問題を解決する努力は、本来、国の開発戦略の不可欠な部分である。したがって国際障害者年のプログラムの計画と実施にすべての国連加盟国、関連政府機関及び非政府機関の参加が必要である。

クルト・ワルトハイム
国連事務総長

「精神薄弱者の権利宣言」

1971年12月20日 第26回国連総会決議

- 1 精薄者は、實際上可能な限りにおいて、他の人間と同等の権利を有する。
- 2 (略)
- 3 精薄者は経済的保障および相当な生活水準を享有する権利を有する。
また、生産的仕事を遂行し、又は自己の能力が許す最大限の範囲においてその他の有意義な職業に就く権利を有する。
- 4～7 (略)

「授産施設制度のあり方に関する提言」

1992年7月 授産施設制度あり方検討委員会

4. 当面の具体的方策

(1) ～ (7) (略)

(8) 障害種別への配慮

ア 精神薄弱者授産施設のあり方については、精神薄弱者更生施設を含めての施設全般のあり方に留意しつつ、精神薄弱という知的発達の障害の特性に伴う一貫処遇の必要性や地域の状況、施設入所待機者の状況に配慮する必要がある。

重度障害者の働く環境づくりを考える

重度障害者の「働く」に応え、支えるところは 生活介護ではなく
就労継続支援B型（A型）でなければならない。

なぜなら、就労継続支援B型（A型）は、働くことを支援するための事業。
重度の知的障害者が、どうしたら作業（仕事）に参加できるか、絶えず考
えなければならない。

ともに働く という姿勢

重度障害者の働く環境づくり

「機械化」



重度障害者の働く環境づくり

「目的」



この作業は何をしているのか
どんな役に立っているのか

働くことの意味(意義)を教える

市の指定ゴミ袋をたたむ作業をしている利用者

重度障害者の働く環境づくり

「リーダーをつくる」



重度障害者を阻害するのではなく
働く仲間として、重度以外の利用
者が受容する環境をつくる

キャリアアップ研修を受講しているようす

重度障害者の働くヨロコビを考える

「働く」→「工賃」

「働く」→「工賃」→「好きなこと・モノ」（ケンタッキー、ミニカー、旅行…）

重度障害者の働くヨロコビを見つけることが、就労支援のなかで最も難しいことではないか。働くことを支えることで就労支援が終わるのではなく、その先の働くヨロコビを支えることが、本来の就労支援ではないのか。